

第二次郡山市協働推進基本計画 2023 年度実施報告に関する

郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の意見

「第二次郡山市協働推進基本計画 2023 年度実施報告」に関して、令和 6（2024）年度第 2 回郡山市市民協働のまちづくり推進協議会において委員から意見を伺いました。

【郡山市市民協働のまちづくり推進協議会】

開催日時：令和 6（2024）年 8 月 6 日（火曜日） 午後 1 時 30 分から 2 時 55 分まで

開催場所：郡山市役所西庁舎 5-1-2 会議室

出席委員：委員 15 名中 13 名

（順不同、敬称略）近内直美、山田義文、宇埜康平、武田汐理、津村謡、大岡桂子、三部香奈、鈴木光二、秋元恵子、伊藤洋美、
佐藤邦子、永島恭子、関本賢治

【郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の意見】

- 協働のまちづくりが進んでいると市民が実感できるような計画であるべきであり、ますます変化する社会情勢や人々の価値観、多様性に柔軟に対応しながら、基本指標や全体指標の見直しを行っていく必要がある。
- 協働は、「自分で体験してこそ、理解できる」という視点が非常に重要であるため、指標や施策を考えるうえで参考にしていきたい。

郡山市協働のまちづくり推進条例（抜粋）

（協働推進基本計画）

第15条 市長は、協働のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、協働のまちづくりの推進に関する基本計画（以下「協働推進基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、協働推進基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、次条第 1 項の郡山市市民協働のまちづくり推進協議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、協働推進基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。

4 市長は、毎年度、協働推進基本計画に基づき講じる施策の実施状況を公表するものとする。

5 第 2 項及び第 3 項の規定は、協働推進基本計画の変更について準用する。

（市民協働のまちづくり推進協議会）

第16条 協働のまちづくりを推進するため、郡山市市民協働のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、前条第 2 項の意見のほか、協働のまちづくりに関する事項について調査、審議及び評価をし、市長に意見を述べることができる。